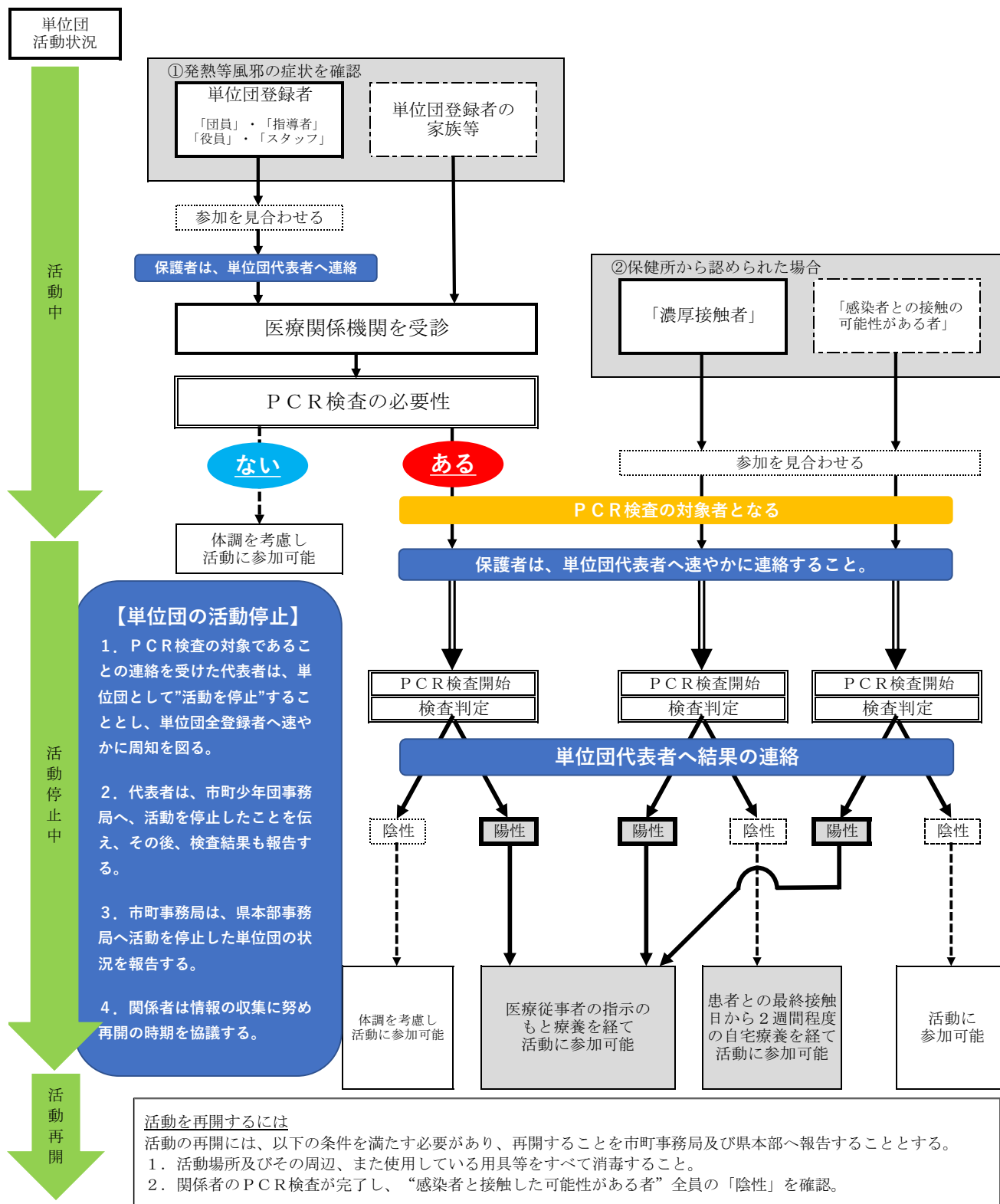


単位団関係者（「団員」や「指導者」・「役員」・「スタッフ」、また「その家族等」）が、下記①あるいは②の状況を確認した場合には、以下のフロー図に従い対応を図ることとする。

①発熱等風邪の症状を確認した場合。

②保健所から、濃厚接触者あるいは、感染者との接触の可能性のある者として認められた場合。



★感染症の拡大状況は、個人の様々な生活行動やその状況が複雑に関係していることから、活動の停止や再開についての判断は非常に難しいと予想される。そのため、市町事務局及び県本部は、単位団代表者等と適切に協議することが望まれる。